表十四ヨコスカ調理師専門学校衛生高等課程調理師普通科の項中「平成六年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ヨコスカ調理製菓専門学校衛生高等課程調理師普通科	平成二十八年四月一日

表十六富山ファッション・カレッジ高等課程ファッションテクニカル科の項中「平成十一年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十一島田実業高等専修学校高等課程商業科の項の次に次のように加える。

清水学院高等専修学校高等課程情報教養科	平成二十八年四月一日

表二十一清水学院実務高等専修学校高等課程情報教養科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表駿河学院専門学校高等課程情報教養科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

駿河学院専門学校高等課程情報教養科	平成二十八年四月一日

表二十一浜松経理専門学校高等課程商業実務科の項の次に次のように加える。

藤枝学院高等専修学校高等課程情報教養科	平成二十八年四月一日

表二十一藤枝学院実務高等専修学校高等課程情報教養科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十二愛知自動車整備専門学校工業高等課程自動車科の項の次に次のように加える。

あいち情報専門学校工業高等課程総合科	平成二十九年三月一日

表二十二高桑服装専門学校家政高等課程服装科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十六大阪情報コンピュータ専門学校情報処理高等課程情報処理技術科の項の次に次のように加える。

大阪スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科（昼間Ⅰ部）	平成二十八年四月一日
大阪スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科（昼間Ⅱ部）	平成二十八年四月一日

表二十六大阪スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科（昼間部）の項及び大阪スクールオブミュージック高等専修学校文化・教養高等課程総合音楽科（夜間部）の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十七商業実務専門学校東亜リフレックスクール長田校商業実務高等課程本科の項の次に次のように加える。

専修学校猪名川甲英高等学院農業実務高等課程バイオビジネス学科	平成三十一年三月一日

表二十七専修学校クラーク高等学院芦屋校商業実務高等課程総合学科の項の次に次のように加える。

専修学校クラーク高等学院姫路校商業実務高等課程国際総合学科	平成三十年三月一日

表二十九りら創造芸術高等専修学校高等課程文化・教養学科の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表四十専門学校モードリゲル家政高等課程洋裁科の項の前に次のように加える。

佐賀星生学園商業実務高等課程総合実務科	平成三十年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第四十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日　　文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表九に次のように加える。

ヤマトファッションビジネス専門学校服飾・家政専門課程デザイン科	平成二十九年三月一日

表十太田医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項の次に次のように加える。

太田情報商科専門学校教育・社会福祉専門課程総合学科（4年制）	平成二十八年四月一日

表十太田情報商科専門学校商業実務専門課程総合学科（4年制）の項中「平成二十六年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表フェリカ建築&デザイン専門学校工業専門課程建築設計工学科の項の次に次のように加える。

フェリカ建築&デザイン専門学校工業専門課程建築デザイン科	平成二十九年三月一日

表十三首都医校医療専門課程看護保健学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成三十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

首都医校医療専門課程高度看護保健学科	平成三十一年四月一日
首都医校医療専門課程高度専門看護学科	平成三十二年三月一日

表十三首都医校医療専門課程視能療法学科（昼間課程）の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校東京工科自動車大学校工業専門課程1級自動車整備科の項の次に次のように加える。

専門学校東京工科自動車大学校品川校工業専門課程1級自動車整備科	平成三十二年三月一日

表十四大原簿記情報ビジネス専門学校横浜校商業実務専門課程税理士会計士学科4年制の項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校神奈川総合大学校工業専門課程一級自動車整備科の項の次に次のように加える。

専門学校国際新堀芸術学院文化教養専門課程音楽芸術学科（4年制）	平成二十九年三月一日